

**-京都ビジネス交流フェア 2026-「京都発・グローバルニッチ戦略展」
展示会場装飾及び印刷物等作成・発送業務に関する仕様書**

1 委託業務名

-京都ビジネス交流フェア 2026-「京都発・グローバルニッチ戦略展」展示会場装飾及び印刷物作成等の業務

2 業務概要

本業務は令和 8 年 2 月 18 日（水）、2 月 19 日（木）に公益財団法人京都産業 2 1（以下「財団」という。）が、京都府総合見本市会館において開催する-京都ビジネス交流フェア 2026-「京都発・グローバルニッチ戦略展」（以下、「本展示会」という。）に係る装飾等の一連の業務

3 委託期間

委託契約締結の日～令和 8 年 3 月 19 日（木）

4 業務内容

（1）本展示会開催に伴う会場装飾、本展示会に出展する企業（以下、「出展企業」という。）との追加装飾に関する調整及び発注管理業務

※出展そのものに係る出展企業との調整（出展小間数、角小間の有無、展示区分等）は財団で実施

① 本展示会実施に必要な会場設営、装飾及び備品の調整・発注・設置

- ・受付、ステージ等の会場全体の設営をはじめ、会場案内のための看板や装飾の設置、及びそれに伴う工事、これらに関連する業務
- ・会場装飾における資材等の搬入及び設置については、令和 8 年 2 月 17 日（火）17 時までに完了すること

② 出展企業との調整

- ・出展企業からの依頼に基づく追加の装飾及び備品の手配、電気・インターネット工事等を伴う個別ブースの追加装飾、出展企業のための駐車許可証の発行、本展示会開催当日の飲食サービス提供に関する調整等、これらに関連する業務

③ 本展示会に係る会場装飾の撤去及び原状復帰作業

- ・本展示会の終了後（令和 8 年 2 月 19 日（木）17 時ごろ）、速やかに本件業務に係る搬入物品及び資材等の撤去を行い、同日 19 時までを目途に原状回復を完了すること

（2）本展示会実施に先立ち作成する印刷物の作成及び印刷物のうち「出展者ガイドブック」の掲載内容に係る出展企業との調整業務

＜作成する印刷物＞

- ・ 出展者ガイドブック 5,500 部（A4 両面 1 色中綴 全 190 頁）
- ・ 案内リーフレット 54,000 部（A4 巻き三折両面カラー）
- ・ ポスター 600 部（B2 片面カラー）
- ・ 会場案内図 3,000 部（A3 両面カラー）
- ・ DM 発送用透明封筒 22,000 部（長 3）
- ・ 出展者マニュアル 270 部
- ・ 駐車場マップ 1,000 枚

※作成にあたって、企業から提供されるデータについては、業務完了後、成果品の一部として財団に対して転用可能な形式で提供すること

5 業務に関する指示

会期中に財団または出展者から業務に係る補正等の指示があった場合には、速やかにその指示に従うこと。

6 個人情報等の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報等については、個人情報の保護に関する法律に基づき、厳正に管理するとともに情報保護の方法について、財団に報告を行うこと。

7 再委託の禁止

受託者は、あらかじめ財団の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

※あらかじめ、財団と協議の上、財団が必要と認めた場合は再委託を行うことが可能。

8 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

9 成果品の利用及び著作権

- （１）受託者は、業務委託の成果品に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する権利を業務完了、検査合格後に京都産業 2 1 に無償譲渡するものとする。
- （２）受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害が主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 瑕疵担保

本業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合は、財団の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

11 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰すべき諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

1 2 資料の貸与

本業務において必要となる資料等は、必要に応じて受託者に貸与する。受託者は借り受けた資料の適正な管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

1 3 特記仕様書

受託者が、企画提案した内容については、本仕様書と併せ、本業務の特記仕様書として取り扱うものとする。

1 4 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を財団に提出し、財団の検査を受けるものとする。

1 5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者とが協議して定めるものとする。
- (2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属する。